

# 福祉医療制度のお知らせ

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132

福祉医療制度は、子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭などの医療費(保険診療分)のうち、自己負担しなければならぬ費用(入院時食事療養費、訪問看護、治療用器具などを含む)を市が負担する制度です。将来にわたり制度を維持していくために、制度の仕組みや目的などを理解の上、受診するようお願いいたします。

## ■県内医療機関での受診

県内で受診したときは、健康保険の保険証と一緒に福祉医療費受給者証を窓口提示すると、保険適用の診療であれば、保険診療分の自己負担限度額までを市が負担することから窓口負担がありません。

ただし、医療費が高額の場合、限度額適用認定証がないと、いったん窓口負担が必要な場合があります。入院などで高額な医療費が発生するときは、加入している健康保険の限度額適用認定証を必ず取得してから受診してください。

## ■県外医療機関での受診など

県外での受診や治療用器具を作った場合は、保険証を窓口提示して負担金を立て替え払いし、領収書を保管してください。後日、市へ手続きすることによ

## 福祉医療制度の内容と手続きに必要な物

対象	資格要件	必要な物
子ども	中学校卒業の3月31日まで	保険証、印鑑
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級 障害年金1級 特別児童扶養手当1級 療育手帳A・B1(B中) 障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	身体障害者手帳 年金証書 療育手帳 所定の診断書
後期高齢者医療保険に加入の高齢重度障害者	身体障害者手帳1級・2級 障害年金1級 療育手帳A・B1(B中) 障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	身体障害者手帳 年金証書 療育手帳 所定の診断書
母子家庭 父子家庭	下記の①から⑥のいずれかに該当する、現に18歳未満の子を扶養している人とその子(18歳になって最初の3月31日まで) ①配偶者と死別し現に婚姻をしていない人 ②離婚し、現に婚姻をしていない人 ③配偶者の生死が明らかでない人 ④配偶者から遺棄されている人 ⑤配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない人 ⑥配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人 18歳未満の父母のない児童	本市に本籍がない人は、戸籍謄本。転入者は、前住所地の課税・非課税証明書 父母のない事実を明らかにする証明

※いずれの場合も保険証・印鑑が必要で  
※要件を満たさなくなったときは、資格を喪失します

▽同居や婚姻したとき(ひとり親家庭の場合)  
#8000をご利用ください  
県では、夜間や休日における子どもの病気の対処方法や応急処置などを電話で相談できる「群馬こども救急相談」を実施しています。

子どもの急な発熱、嘔吐、腹痛などで医療機関を受診すべきか迷ったときなど、気軽にお電話ください。経験豊富な看護師などが対応します。

※医療行為となる診断や治療を行うものではありません  
電話番号 #8000  
※携帯電話からも利用できます

▽同居や婚姻したとき(ひとり親家庭の場合)  
#8000をご利用ください  
県では、夜間や休日における子どもの病気の対処方法や応急処置などを電話で相談できる「群馬こども救急相談」を実施しています。

# 犬の登録と狂犬病予防注射



生後91日以上の犬の飼主は、生涯1回の登録と毎年1回犬に狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。  
左記日程表のとおり、本年度の犬の登録と狂犬病予防注射を行います。  
登録をすると犬鑑札が、狂犬病予防注射をすると狂犬病予防注射済票が交付されます。

費用 登録済みの犬3400円 / 新規登録の犬6500円  
その他 市の委託を受けた動物病院でも、犬の登録と狂犬病予防注射を実施しています。  
登録のみの場合は、健康課窓口で手続きしてください  
問い合わせ 健康課予防係(保健福祉センター内) ☎内線76207へ

## 犬の登録と狂犬病予防注射日程表

対象地区	月日	受付時間	会場	対象地区	月日	受付時間	会場
沼田地区	4月10日(火)	9:10 ~ 9:30	佐山町スポーツ場	沼田地区	4月16日(月)	13:45 ~ 14:00	屋形原農村婦人の家
		9:45 ~ 10:10	上発知町生活改善センター		14:15 ~ 14:30	大竹公民館	
		10:25 ~ 10:40	奈良町農事研修所		9:15 ~ 10:45	十王公園	
		10:55 ~ 11:30	岡谷町生活改善センター		11:00 ~ 11:45	利南公民館	
沼田地区	4月11日(水)	13:00 ~ 13:45	池田公民館	沼田地区	4月17日(火)	13:15 ~ 14:00	薄根公民館(下沼田町)
		9:15 ~ 10:00	久屋原町公民館		9:00 ~ 9:15	平出集会所	
		10:15 ~ 10:55	横塚町公民館		9:30 ~ 9:45	尾合集会所	
		11:10 ~ 11:30	上久屋町多目的集会所		10:00 ~ 10:10	岩室集会所	
沼田地区	4月12日(木)	13:00 ~ 13:15	下久屋町公民館	沼田地区	4月18日(水)	10:25 ~ 10:40	生枝集会所
		13:30 ~ 14:00	戸鹿野町公民館		10:55 ~ 11:30	高平集会所	
		9:10 ~ 9:30	東倉内町公民館(沼女高北側)		13:00 ~ 13:40	上古語父集会所	
		9:45 ~ 10:05	町田町水田転作研修所		13:55 ~ 14:10	下古語父集会所	
沼田地区	4月13日(金)	10:20 ~ 10:55	石墨町多目的集会所	沼田地区	4月19日(木)	9:30 ~ 10:00	伊香原地区集会所
		11:10 ~ 11:30	堀廻町構造改善センター		10:15 ~ 10:45	平川集落センター	
		13:00 ~ 13:15	恩田町集会所(衛生センター隣)		11:00 ~ 11:15	高戸谷地区集会所	
		13:30 ~ 14:00	井土上町(下)公民館		11:30 ~ 11:45	大櫛生活改善センター	
沼田地区	4月15日(日)	9:00 ~ 9:05	旭地区住民センター	沼田地区	4月20日(金)	9:50 ~ 10:00	二本松多目的集会所
		9:15 ~ 9:20	横子住民センター		10:10 ~ 10:40	多野農村婦人の家	
		9:30 ~ 9:35	今井町住民センター		10:50 ~ 11:05	輪久原集会所	
		9:45 ~ 9:55	入沢公民館		11:15 ~ 11:30	利根支所出張所	
沼田地区	4月16日(月)	10:10 ~ 10:25	上川田町住民センター	沼田地区	4月23日(月)	9:30 ~ 9:45	南部健康管理施設
		10:35 ~ 11:20	川田公民館		9:55 ~ 10:00	横坂かる宅前	
		9:25 ~ 9:45	碓田町公民館		10:15 ~ 10:25	根利集会所	
		10:00 ~ 11:30	利根沼田振興局庁舎(薄根町)		10:45 ~ 11:00	青木多目的研修施設	
沼田地区	4月16日(月)	13:00 ~ 14:30	十王公園	沼田地区	4月23日(月)	9:00 ~ 9:10	穴原生活改善センター
		9:30 ~ 10:45	利根沼田文化会館駐車場			9:30 ~ 9:45	南部健康管理施設
		11:00 ~ 11:30	須賀神社			9:55 ~ 10:00	横坂かる宅前
		13:00 ~ 13:05	上野住民センター			10:15 ~ 10:25	根利集会所
沼田地区	4月16日(月)	13:20 ~ 13:30	岩本公民館	沼田地区	4月23日(月)	10:45 ~ 11:00	青木多目的研修施設

# 野生鳥獣害対策に取り組みましょう

野生鳥獣による農作物被害を最小限に食い止めるため、電気柵などの自己防衛は欠かせません。電気柵については、作付け後、速やかに設置し、農作物の被害を最小限に抑えましょう。また、自己防衛の手段として、動物駆逐用の煙火類を利用した追い払いなども有効です。電気柵導入や動物駆逐用煙火類の使用をお考えの方は、次に記載の補助事業や下之町の湊屋商店が主催する講習会の案内をご確認ください。

## ■電気柵の設置補助事業

個人、または2世帯以上による小規模な電気柵の設置について、市の単独事業により補助金を交付します。

1カ所の設置に際し、5万円(2世帯以上による場合は10万円)を限度額に購入額の半額を補助します。補助金は予算の範囲内となりますので、申請前に農林課農林振興係までお問い合わせください。

## ■動物駆逐用煙火講習会

動物駆逐用煙火類(ごう音玉・トド玉など)を購入・利用する際には講習を受ける必要があります。主たる動物駆逐用煙火の購入は、市の補助により無料となります。

## 動物駆逐用煙火講習会

日時	6月1日(金)午後2時		
会場	利根沼田文化会館3階		
定員	80人		
申し込み	日曜日を除く、5月18日(金)までの午前10時から午後5時までに、湊屋商店(☎2253)に申し込みください		
区分	継続 (手帳所持者)	更新 (5年で更新となる者)	新規
受講料	1,500円	3,700円	4,200円
必要書類 ※申込書は湊屋商店で配布	申込書	申込書	申込書
	受講者の写真(裏面に氏名を記入) 横2.5cm×縦3.0cm 背景の無いもの 色つき眼鏡不可		

問い合わせ 農林課農林振興係 ☎内線3235へ

# 健康診査と人間ドック



自分の健康管理のために、年に1回、健康診査や人間ドックを受けましょう。

## ■健康診査

対象者には、5月中旬に受診シールや受診票を郵送します。受診の際は、保険証と受診シール、受診票が必要です。  
※本年度、人間ドックを受ける人は受診できません

## ■特定健康診査

対象 40歳から74歳までの国民健康保険加入者  
後期高齢者健康診査  
対象 75歳以上で後期高齢者医療保険加入者(一定の障がいのある人は65歳以上)

## ■費用

無料  
健康診査 身体測定、検尿、血圧、血液検査など

## ■実施期間

6月1日(金)～10月31日(水)  
人間ドック  
国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者

療険加入者の受診を対象に、費用の一部を助成します。  
※本年度、健康診査を受ける人は受診できません  
国民健康保険人間ドック  
対象 次の条件を全て満たす人  
①国民健康保険加入者  
②年齢35歳以上  
③国保税の未納がない世帯  
助成額 2万5000円を限度に検診費用の3分の2  
※結果によって、特定保健指導の対象になる場合があります  
後期高齢者医療人間ドック  
対象 次の条件を全て満たす人  
①後期高齢者医療保険加入者  
②本市に住居登録がある人  
③後期高齢者医療保険料の未納がない人  
助成額 2万円  
各助成共通事項  
助成対象 日帰り人間ドック、1泊2日人間ドック、基本健診項目を含む脳ドック  
※助成は年度内1回限り  
申請方法 10月31日(水)までに保険証(受診者全員分)と印鑑を持参し、市民課国保年金係へ  
白沢・利根支所生活係へ  
※受診前に申請し、11月以降に受診予定の人も10月31日(水)までに申請してください

健康診査の問い合わせ 健康課予防係(保健福祉センター内) ☎内線76207へ  
人間ドックの問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132、白沢支所生活係 ☎内線33、利根支所生活係 ☎内線25